正する省令(同二四)

報

 \bigcirc

 \triangleright

C



編 集・印 刷 独立行政法人国立印刷局

次

目

令

省

〇小学校及び中学校の教諭の普通免許 〇教育職員免許法施行規則等の一部を 等に関する法律施行規則の一部を改 状授与に係る教育職員免許法の特例 改正する省令(文部科学二三)

告 示

官

〇小学校及び中学校の教諭の普通免許 設に準ずる施設を指定する件を廃止 等に関する法律施行規則に掲げる施 状授与に係る教育職員免許法の特例

定する件(同六七) 会関係施設周辺地域を次のとおり指 定に基づき、対象大会関係施設及び 令和三年東京オリン

する件(文部科学六六)

O令和三年東京オリンピック競技大 開催に際し、 会・東京パラリンピック競技大会の 当該対象大会関係施設の区域並びに 当該対象大会関係施設に係る対象大 年法律第三十三号)第二十九条の規 ク競技大会特別措置法(平成二十七 ピック競技大会・東京パラリンピッ

> の電気用品安全法第三十一条第一項の登 の電気用品安全法第三十一条第一項の ○肥料の登録の有効期間を更新した件 〇道路に関する件 〇道路に関する件 ○道路に関する件 〇肥料の登録が失効した件(同五九三) O 生産業者、輸入業者及び登録外国生 録の更新をした件 更に係る届出があった件(同五九二) 産業者の住所並びに肥料の名称の変 (中部地方整備局七三) (関東地方整備局一九六、 (北陸地方整備局二七) (農林水産五九〇、五九一) (経済産業九四) 九七)

〇都市計画に関する件 (近畿地方整備局八一~八五)

〇道路に関する件 〇道路に関する件(同八六~九四)

(北海道開発局九八~一〇一)

国会事項

人事異動

内閣 水産省 国家公安委員会 警察庁 林野庁 水産庁

叙位·叙勲

皇室事項

公 告

諸 事 項

裁判所

相続、 破産、 免責、 公示催告、失踪、 特別清算、 再生関係 除権決定

会社その他

教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の 年法律第九十号)第二条第一項の規定に基づき、 る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成九 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与 に係る教育職員免許法の特例等に関する法 文部科学大臣 萩生田光

第二条を次のように改める。

第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定

学校、高等学校又は中等教育学校(これらの 義務教育

省 令

,〇文部科学省令第二十三号

,号)第四条の二第二項及び別表第一備考第一号の を改正する省令を次のように定める。 規定に基づき、教育職員免許法施行規則等の一部 教育職員免許法 (昭和二十四年法律第百四十七

令和三年四月十三日 教育職員免許法施行規則等の一部を改正す 文部科学大臣 萩生田光

和二年度又は令和三年度」に改める。 省令第二十六号)附則第四十二項 次に掲げる省令の規定中「令和二年度」を 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部 令

科学省令第四十一号)附則第八項

規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習

この省令は、公布の日から施行する。

〇文部科学省令第二十四号

一部を改正する省令を次のように定める。 令和三年四月十三日

律施行規則の一部を改正する省令

る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則 に改正する。 (平成九年文部省令第四十号) の一部を次のよう 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係

(介護等の体験を行う施設)

める施設は、次のとおりとする。 第一条に規定する小学校、中学校、 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

> 規定による特別の教育課程を編成するものに 準用する場合を含む。) 若しくは第百四十条の む。)、第八十六条(第百八条第二項において 百八条第一項において準用する場合を含 の規定を第七十九条、第七十九条の六又は第 教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十 に規定する特別支援学級を置くもの又は学校 うち、同法第八十一条第二項若しくは第三項 一号)第五十六条、第五十六条の二(これら

- 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四 スに限る。)を行う施設 医療型児童発達支援又は放課後等デイサービ 援施設又は障害児通所支援(児童発達支援、 援センター、児童心理治療施設、児童自立支 児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支 号)に規定する乳児院、母子生活支援施設、
- 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二 ター又は身体障害者生活訓練等事業を行う施 百八十三号)に規定する身体障害者福祉セン
- 号)に規定する救護施設、更生施設又は授産 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四
- 五 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) に規定する授産施設
- ンター、 知症対応型老人共同生活援助事業に限る。)を 所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認 護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉セ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養 号)に規定する老人デイサービスセンター、 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三 (老人デイサービス事業、老人短期入 有料老人ホーム又は老人居宅生活支
- 七 生活支援事業又は養護事業を行う施設 (平成六年法律第百十七号) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 に規定する居宅

○文部科学省告示第六十七号

官

着型サービス(複合型サービスに限る。)を行 は短期入所療養介護に限る。) 若しくは地域密 は居宅サービス(通所リハビリテーション又 に規定する介護老人保健施設、介護医療院又 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)

のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号) 立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置 第十一条第一号の規定により独立行政法人国 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に は令和三年度」

国立ハンセン病療養所等 支援又は就労継続支援に限る。)を行う施設 重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行 サービス(療養介護、生活介護、短期入所、 動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉 十三号)に規定する障害者支援施設、地域活 支援するための法律(平成十七年法律第百二 (平成二十年法律第八十二号) に規定する ハンセン病問題の解決の促進に関する法 ○文部科学省告示第六十六号

十二 義務教育の段階における普通教育に相当 童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の 二十八年法律第百五号)に規定する不登校児 する教育の機会の確保等に関する法律(平成

附則第二項中 十三 前各号に掲げる施設に準ずる施設として 文部科学大臣が認める施設 「令和二年度」 を | 令和| 一年度又

この省令は、

に改める。

公布の日から施行する。

告	
示	

に掲げる施設に準ずる施設を指定する件(平成九る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則 年文部省告示第百八十七号)は廃止する。 令和三年四月十三日 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係

文部科学大臣 萩生田光

施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する。 リンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第二 九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係 和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、 令和三年東京才

大阪府立日本万国博覧会記念公園聖火リレールー

文部科学大臣

萩生田光

係施設周辺地域 に係る対象大会関 対象大会関係施設 の区域対象大会関係施設 対象大会関係 「次の図面」 係施設 は省略し、 令和 大阪府吹田 大阪府吹田 大阪府吹田市 一年四月十三日及び十四 その 芾 市 図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する 千里万博公園 千里万博公園 百の -トルの次の図面に示す地域)対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね (次の図面に示す部分に限る。

〇農林水産省告示第五百九十号

において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき告示する。 次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項 三条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和三年一月二十二日付けをもって 肥料の品質の確保等に関する法律 令和三年四月十三日 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第十二条第 (同法第三十三 項 一条の一 (同法第三十 二第六項

農林水産大臣 野上浩太郎

生第92376号

生第92375号

生第92377号

液状複合肥料 液状複合肥料 液状複合肥料

ほう素マンガン拮土入 り 尿素複合液肥1034 (鉄、銅、亜鉛、モリ ブデン添加)

くみあい有機入り尿素 亜りん酸複合液肥688 くみあい有機入り尿素 亜りん酸複合液肥046

片倉口 式会社 片倉 式会社

プアグリ株

東京都千代田区九段北 一丁目8番10号

ープアグリ株

東京都千代田区九段北 一丁目8番10号

片倉口 式会社

1 1

プアグリ株

東京都千代田区九段北 一丁目8番10号

生第68206号 生第86892号 生第86887号 生第86885号 生第86853号 生第68227号 生第58390号 生第92374号 生第92371号 生第86893号 生第86891号 生第86886号 生第86884号 生第86883号 生第68237号 生第68235号 生第68214号 生第86864号 生第68203号 有効期間が令和6年1月24日となったもの の氏名又は名称及び住所 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、 液状複合肥料 汚泥発酵肥料 汚泥発酵肥料 液状窒素肥料 汚泥発酵肥料 し尿汚泥肥料 液状複合肥料 液状複合肥料 化成肥料 し尿汚泥肥料 下水汚泥肥料 下水汚泥肥料 下水汚泥肥料 化成肥料 化成肥料 化成肥料 化成肥料 化成肥料 化成肥料 肥料の種類 ほう素マンガン苦土入り 複合液肥064(鉄、 動、亜鉛、モリブデン 添加) ンール いちのみや活性肥料 座間味村汚泥肥料1号 すげがさ コスモス 多木複合液肥15号 尿素液肥 はなぶさ育ち ほう素有機入り化成S 870号 有機入り化成888号 トップユーキ マルナカ複合肥料ユ キペレ755 サンユーキ100号 サンユーキ3・ 白ばら高度化成肥料特 44号 神後のみのり しいの木1 九重3号 町 料の名 世 加 桥 輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人 片倉口 式会社 开倉 式会社 零島市 福井市 福井市 漬和肥料工業株式会 住商アグリビジネス 株式会社 中部飼料株式会社 ときわ化研株式会社 菊池広域連 古野川市 座間味村 多木化学株式会社 サンアグロ株式会社 多木化学株式会社 太陽肥料株式会社 太陽肥料株式会社 一四四 f 限会社五常相建 ₩ ープアグリ株 1 プアグリ株 栋 福島県いわ船町宮下2 東京都千代田区九段北 一丁目8番10号 東京都千代田区九段北 一丁目8番10号 東京都中央区日町一丁目10番5 茨城県神栖市砂山4番 地 愛知県知多郡武豊町字 平井五丁目55番地 福井県福井市大手3丁 目10番1号 東京都千代田区神田和 泉町1番地 兵庫県加古川市別府町 緑町2番地 愛知県名古屋市中区錦 二丁目13番19号 茨城県神栖市砂山4番 地 熊本県菊池市泗水町福 本383番地 徳島県吉野川市鴨島町 鴨島115番地 1 鹿児島県霧島市国分中 央3丁目45番1号 千葉県長生郡一宮町 宮2457番地 沖縄県島尻郡座間味村 字座間味109番地 福井県福井市大手3丁 目10番1号 大阪府大阪市中央区備 後町四丁目3番4号 兵庫県加古川市別府町 緑町2番地 $\widehat{\mathbb{H}}$ つき市常磐|| 2番地の2 平 K